

議案第130号

上越市液化石油ガス供給条例の一部改正について

上越市液化石油ガス供給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年11月30日提出

上越市長 中川 幹太

上越市液化石油ガス供給条例の一部を改正する条例

上越市液化石油ガス供給条例（平成16年上越市条例第181号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

935.00円	—
935.00円	2 m ³ を超える使用量につき1 m ³ 当たり 407.00円

を

」

「

1,122.00円	—
1,122.00円	2 m ³ を超える使用量につき1 m ³ 当たり 495.00円

に

」

改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 料金算定期間の末日がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前の日である場合の料金の算定については、なお従前の例による。

3 施行日前から引き続く液化石油ガスの使用者に係る施行日の属する料金算定期間の料金は、当該料金算定期間の使用量を改正前の上越市液化石油ガス供給条例（以下「改正前条例」という。）の規定による料金及び改正後の上越市液化石油ガス供給条例（以下「改正後条例」という。）の規定による料金の適用日数に応じて按分し、それぞれの使用量で改正前条例第9条において準用する上越市ガス供給条例（平成28年上越市条例第66号）別表第2（調整単位料金に係る部分及び備考4を除く。）及び別表第3（調整単位料金に係る部分及び備考4を除く。）の規定並びに改正後条例第9条において準用する上越市ガス供給条例別表第2（調整単位料金に係る部分及び備考4を除く。）及び別表第3（調整単位料金に係る部分及び備考4を除く。）の規定を適用して算定した額の合計額とする。

この場合において、改正前条例の規定による料金の適用日数に応じて按分^{あん}された使用量に1未満の端数があるときは、当該端数を切り上げるものとし、改正後条例の規定による料金の適用日数に応じて按分^{あん}された使用量に1未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。